

第1回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

○日 時 平成27年9月29日（火）午後1時30分から午後2時45分

○会 場 栃木市役所 3階 301会議室

○出席者 委 員 小林委員長、飯島委員、児玉委員、諏訪委員

事務局 総務部長

契約検査課長

契約検査課主幹兼検査チームリーダー

契約検査課課長補佐兼契約チームリーダー

契約検査課契約担当職員2名

○会議の概要

（1）入札及び契約手続きの運用状況等についての報告

事務局： 入札及び契約手続きの運用状況等について資料に基づき説明。

発注工事状況

（平成27年2月1日から3月31日と平成27年4月1日から7月31日）

総契約件数 88件 落札率 95.28%

内訳 条件付一般競争入札 39件 96.19%

指名競争入札 49件 94.56%

指名停止の運用状況 2件

談合情報対応状況 0件

委員長： ただいま、報告をいただいた件について、何か質問、意見はあるか。

委 員： 4年半ぐらい前の東日本大震災があった東北ではよく不調という言葉が耳に入ってきたが、栃木市では今回1件不調の工事がある。それはどのような理由だったのか。それと機械器具設置の入札で2件ほど開札取止めが生じているが、機械器具設置において栃木市内の業者で応札できる要件を満たしている業者があまりいないからこのようなことになるのか。2点ほど説明願いたい。

事務局： 栃木市では震災以降それほど不調という案件は発生していないが、それでも年間で1、2件発生しており、今回4ページの32番の工事「栃木市消防団栃木方面隊第11分団第3部機械器具置場新築工事」で不調が発生した。この案件に関しては、なぜ不調だったのかというのが市として悩むところだが、施工箇所が栃木市寺尾地区という場所で、どちらかというと山間部であり、業者はそちらまで行って施工するといった受注意思が低かったのではないかと現時点では市として認識している。業者から聞き取りを考えたが、一般競争入札であったため聞き取りは難しいので、市側の問題と業者側の意識の問題と明確な答えではないけれども、市として非がなかったかを確認するため、設計内容の精査をした。結果的に

は大きな誤りはなかったもので、再度入札に付するという事で、現在再入札に向けて手続きを進めている。

委員： 設計に間違いがないと思う。予定価格の変更はないのか。

事務局： ほぼ同額である。ただ、設計で使用する設計単価が時期によってずれたりすると考え方自体が変わらなくても、単価が変わると予定価格自体が変更する可能性がある。実際不調になってから2か月たっているので若干の見直しをしている。

委員長： 今回不調は1件よろしいか。

事務局： はい。今回の期間内では1件である。それともう一件の機械器具設置のほうだが、市内の登録業者は5者。準市内という、市内に営業所がある業者が4者の合計9者になる。機械器具設置と一言でいっても幅が広く、揚水機場のポンプの設置から今回入札を取止めた「都賀文化会館ホール舞台吊物ワイヤー等更新工事」といった若干特殊な案件である。この後の中止案件で説明するが、特殊な工事になると、施工できる業者が特定されてしまう。市内業者で舞台装置など実績のある業者はいないことから、この案件は指名の範囲を広げて全国的に実績のある業者を選定した訳だが、舞台装置の特殊性からか、入札辞退や、応札しなかった業者もおり、同じ案件ですが2度開札を取止めたという状況である。

委員： 今、現状はどうなっているのか。

事務局： 現状については、施設内の舞台装置を改修するのに、施設利用との関係で工事が施工できる時期が限られている。前回の時期を逃すと次の時期でしか工事が施工できないということで、次の時期については施設の管理者が次の発注に向けて準備をしている状況である。

委員： それがなかったら、利用者は困るのではないか。

事務局： 実際には、まだ使用できる状態だが、そろそろ修理の時期ということでの工事発注で、現在はまだ使用できている状態である。

委員： 行政として、そろそろ修理の時期という判断があった上で、様々な事情のために工事が遅れて、施設を利用中に万が一に事故が起きたら行政としたら大変なことである。

事務局： 万が一の事故が起きないように十分注意をしながら管理をしていくということになる。

委員： 一般競争入札で、公共下水道幹線築造工事（西部処理分区 第22工区）、公共下水道枝線築造工事（西部処理分区 第21工区）、市道〇345号線道路情報表示板設置工事（富田アンダーパス）の3件において地域要件で旧岩舟町だけが除かれている理由は工事箇所の関係か。

事務局： こちらの工事は平成26年度における発注工事であるが、平成26年度に栃木市と岩舟町が合併をした。合併時の調整事項であり、入札や契約制度の激変緩和として、平成26年度一年間に限り旧岩舟町という地域要件を残すということに

なっており、平成26年度中だけの措置であり現在はない。

委員： 特に問題ということではないけれども、取り分けにより不参加とあるが、同じ業者に同じ時期に2つ仕事をださないようにする手続きか。

事務局： はい。

委員： 具体的にどういった手順で進めていくのか。既に予め受注している業者は参加できないという形になるのか。

事務局： 既に工事を受注している業者は、一般競争入札であれば公告をする段階でこの工事については、近接工事になるので、既発注工事の受注者は入札に参加できないという案内を公告でしている。

委員： ちなみにそれで、誤って参加してきたらどうなるのか。

事務局： その場合は、失格となる。

委員長： これはルールになっているのか、それとも運用の習慣でなっているのか。

事務局： 法令上の裏付けがあるものではなく、市の発注時の考え方として統一している。

(2) 抽出議案についての審議

委員長： 抽出事案について、抽出理由を願いたい。

委員： 今回事案の抽出については、4件を抽出した。一般競争入札の最初の案件については、公共下水道幹線築造工事（西部処理分区 第22工区）で契約金額が大きいものをあげた。もうひとつの一般競争入札は大平中学校校舎改築建築工事で契約金額が大きいところもあるが、個人的な興味・関心で、共同企業体の入札はどのように行われているのか、一度詳しく説明を受けたいと思い共同企業体の受注案件ということで上げさせてもらった。指名競争入札の一つ目、市道〇152・〇153・〇280号線外1路線 道路改良工事（その4）だが、落札率が若干高めということ、契約金額が大きいということで上げさせてもらった。それから、最後の指名競争入札の二つ目の栃木文化会館小ホール舞台吊物ワイヤー等更新工事に関しては、先ほど他の委員から質問があった、ワイヤーの更新に関しては都賀文化会館ホール舞台吊物ワイヤー等更新工事があるが、開札取り止めがあり、やや特殊な工事かと思い具体的にどういった発注をしているのか説明を聞きたくて上げた。

委員長： それでは、抽出事案の順番に従って、進める。まず、公共下水道幹線築造工事（西部処理分区 第22工区）について説明願いたい。

事務局： 抽出事案①公共下水道幹線築造工事（西部処理分区 第22工区）について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者、落札業者、予定価格、低

入札調査基準価格、落札金額、落札率)～

委員長： 説明について質問、意見はあるか。

委員： 入札結果を見ると、これぐらいの規模の工事になると一番低いところと一番高いところの差が60万円程度になるが、金額は標準的なものなのか。割と金額が近いものがあると思うが。

事務局： 予定価格が公表になっており、また、会社の規模により経費の関係などがあるが、今回業者のランクがA級なので積算に差があまりでないのはやむを得ないのではないかと考える。

委員： 公共下水道工事の西部処理分区ということで、舘野建設株式会社が平成26年の後半と平成27年の前半の2件落札しているが、これは全くの偶然ということでしょうか。公共下水道幹線築造工事（西部処理分区 第22工区）と公共下水道枝線築造工事（西部処理分区 第7工区）を、同じ続きの工事と思われる舘野建設株式会社が落札しているが、たまたまの事例なのか。それとも何か特別な事由があったのか。

事務局： 何か特別な事由はなかったと思われる。ただ、傾向とすると自身が一度手掛けた工事の延長が発注されると、ぜひ受注したいという業者の意向ではないかと考える。

委員長： 他に質問はあるか。この案件について、報告を受けて了解をするということではよろしいか。それでは、次の事案の大平中学校校舎改築建築工事について説明願いたい。

事務局： 抽出事案②大平中学校校舎改築建築工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明に対して、質問はあるか。

事務局： 委員より共同企業体についての質問があったので、共同企業体の説明をする。栃木市においても工事発注に伴い、栃木市建設共同企業体取扱要領を定めている。目的として、共同企業体は、市内建設業者の健全な発展及び技術力の結集等による適正かつ効果的な施工を図ることを目的に結成するものとしている。具体的にどのような工事の時に結成するかというと、対象工事は技術的難易度の高い工事。具体的には、橋梁、トンネル、大規模建築物というようなものになる。もう一点、特殊工法を内容とすること等により、市内建設業者の技術の習得の促進に寄与することができる工事があり、どちらかというと、大手のゼネコンと市内業者を組み合わせることによって、市内業者が大手のゼネコンの技術を習得する場合に適用するものである。今回の場合は、前段でご説明した大規模建築物ということでは

実施したわけだが、具体的に金額の目安を定めており、今回のような建築工事の場合には、概ね3億円以上という基準を定めている。今回は15億円ということで、共同企業体を結成すべき工事として取り扱った。共同企業体については以上である。

委員： 今回、共同企業体の案件が大平中学校関係で3件あるが、共同企業体の結成要件としては、金額の規模と施工の技術だが、金額の規模に関するものなのか。

事務局： 残りの2件、電気設備と機械設備についても金額の規模ということで、取り扱っている。設備工事については概ね1億円以上の場合が建設共同企業体を結成する目安と定めている。

委員： 大規模とする金額の目安は他の自治体と同様なのか。

事務局： 他の自治体の情報を持ち合わせていないが、それほど変わりはないのではないかと考える。

委員： 市では小中学校等の場合、何階建て以上だと昇降機を設置するといった基準はあるのか。

事務局： この件については、後程報告する。

委員長： 他に質問はあるか。この案件について、報告を受けて了解をするということではよろしいか。それでは、3番目の市道〇152・〇153・〇280号線外1路線 道路改良工事（その4）について説明願いたい。

事務局： 抽出事案③市道〇152・〇153・〇280号線外1路線 道路改良工事（その4）について資料に基づき説明。

～工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名の経緯）、入札結果（入札参加業者、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明に対して、質問はあるか。

委員長： ジオテキスタイルを敷いているが、どのような目的か。

事務局： 通常、路床は砂利などを用いるのだが、この路線の路床においては、土の状態を路床としたため、路床の強度を持たせるためジオテキスタイルという布状のものを敷いた。このジオテキスタイルの上に路盤、舗装を施工するのでCBRつまり強度が保たれるといった工法を用いている。

委員長： ジオテキスタイルを敷くことによって、CBRの上で効果はでるのか。

事務局： 路床の入替を省略できるということで、コスト縮減の工法を採用したという形になる。

委員： 東側の方で別の工事をやっていると思うが、やはり200m単位あるいは1,500万円前後で分けて数社に発注しているのか。一括でこの周辺全てを発注するわけではなくて、配慮して何件かに分けての発注となっているのか。

事務局： 分割という考え方で発注をしており、工事が出来るかどうかは地権者との用地交渉が関係しているため、用地が確保でき次第その区間を発注する。また、同時に発注する際には、受注機会をより広く確保するため分割等を考慮しながら発注を行っている。

委員： 確認だが、A級に格付けした理由というのはどのような理由か。

事務局： 工事の入札に関しては、金額で業者のランク分けをしている。舗装工事につきましては、1, 500万円以上がA級の業者になっている。B級が1, 500万円未満、C級が500万円未満と3ランクに分けている。

委員： 工事そのものが難しいということはないのか。

事務局： 工事の内容というよりは、金額で分けている。

委員長： 他に質問はあるか。この案件について、報告を受けて了解をするということではよろしいか。それでは、4番目の事案について説明願いたい。

事務局： 抽出事案④栃木文化会館小ホール舞台吊物ワイヤー等更新工事について資料に基づき説明。

～工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名の経緯）、入札結果（入札参加業者、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明に対して、質問はあるか。

委員： 工事のことではないが、吊物ワイヤーはどんなものに使用されるのか。

事務局： 舞台には緞帳や照明、舞台背景などに使用する。ワイヤーを使用して上げ下げするため、ワイヤーの劣化があるので、今回の更新工事を行う。

委員： 先ほど説明いただいた、取り止めになった都賀文化会館のワイヤー更新工事が同じ金額で2つあるが、ワイヤー更新が2箇所ということなのか。直接この案件に関係するわけではないが。

事務局： ワイヤー更新を2箇所というわけではなく、同じ内容の工事であるが、1回目の入札を執行したところ、応札者が1者しかいなかったため競争性が確保されないということで開札を取り止め、同じ内容のまま指名業者を入れ替えて入札を再度執行したが、それでも応札者が1者しかいなかったため同様の理由で開札を取り止めた。

委員： 同一工事のということになるのか。

事務局： はい。同一工事になる。

委員： 現在栃木市文化会館は指定管理者制度を取っていると思うが、ワイヤー更新工事については、指定管理者からの要望なのか。ワイヤー更新のチェックは指定管理者が管理しているのか。それとも市の方で管理しているのか。

事務局： 指定管理者制度については別の課が所管しており、当課では情報として持っていないが、小規模の修繕などは運営する側で行い、大規模な修繕については、施

設の所有者である市が行うしくみになっていると思う。

委員長： 図面の中に都市整備部建築課とあるが、この課は運用ではなく、工事専門なのか。

事務局： 実際に管理者は文化会館ということで、教育委員会文化課の所管になるが教育委員会では工事専門知識がないというところで、設計や発注それから施工中の監理を建築課に依頼し、専門の建築課が設計を行い施工監理して工事を完了させるという体制を栃木市では採っている。

委員： 特殊な感じがするが、格付けがないことに心配はないのか。

事務局： 格付けについては、市が発注する機会の多い工種のみが対象となっており、他の自治体も同様となっている。日常的に多く発注する工種に格付けをしながら合理的に発注している。今回のような特殊な工事、工種が機械器具設置ということでは格付けができるほど登録業者数も多くなく、また発注もそれほどないということで、工種として格付けをしていないが、例えば、建築工事のAランクの業者に発注する金額というのが決まっており、その金額に相当する金額を機械器具設置で発注する場合は、機械器具設置で建築工事のAランクとして格付けされるため経営事項審査の客観的点数に相当する点数を持つ業者を選定する。格付けと同等の業者評価ができるような仕組みをつくりながら執行している。

委員長： 他に質問はあるか。この案件について、報告を受けて了解をするということではよろしいか。それでは、抽出事案4件を了承とする。

(3) その他について

ーなしー

～終了～